

「わが村は美しくー北海道」運動 第10回コンクール NPO特別賞について

1. 趣旨

- 「わが村は美しくー北海道」運動(以下、「わが村運動」と記す。)は開始から20年余が経過しコンクールも第10回の節目を迎えることを踏まえ、NPO法人としても、北海道開発局における「新たな運動の展開」方向と連携し、わが村運動の一層の推進に向けて取り組むことが求められます。
- その一環として、「わが村運動参加団体のネットワークづくり」というNPO法人の目標に向かって、コンクールの共催団体であるNPO法人の立場から、わが村運動の推進に特に寄与する活動に着目し、この活動団体に対して「NPO特別賞(仮称)」(以下、「特別賞」と記す。)を授賞することを通じて、わが村運動のより一層の浸透と広がりを目指すこととします。

2. 選考対象団体

- 特別賞の選考対象となる団体は、第10回コンクール応募要領(以下、「応募要領」と記す。)の「応募対象」及び「応募資格」を満たす団体とします。
- 過去の受賞団体でも今回応募のあった団体については、選考対象とします。

3. 賞について

- 応募要領においては、優秀賞が「優秀な活動」、奨励賞が「将来性や継続性から奨励する活動」とされています。
- 特別賞については、これらの賞との違いを明確にするため、後述の審査基準の考え方に基づき、「特筆すべき特徴を有する活動(総合的には評価されなくても、特に際立つものがあれば評価)」とします。

4. 審査基準

- 特別賞も第10回コンクールの一環として授賞する以上、その審査基準となる審査項目については応募要領に示された審査項目と同一である必要があります。
- 応募要領においては、わが村運動の「景観」、「地域特産物」、「人の交流」の3つの要素との関わりと、以下の6つの審査項目に基づいて評価するとされていることから、特別賞においてもこれらの審査項目は同一とします。
 - ① 農林水産業の生産活動との関連性
 - ② 活動に対する地域住民の主体的関与の度合い
 - ③ 継続性・持続性
 - ④ 地域住民の理解の度合い
 - ⑤ 個性・独創性
 - ⑥ 地域活性化への効果
- 優秀賞及び奨励賞の審査では、上記の審査項目に基づいて「総合的に評価」するとされています。これに対し、特別賞の審査においては、個別の3つの要素と6つの審査項目(3×6=18項目のマトリクス成分)の中で、特定の項目の視点から特に際立っている活動に着目して「個別的に評価」することによって、優秀賞及び奨励賞との違いを明確にします。

【個別的評価の視点の例】

- 景観に関わる活動を長期にわたり(20年以上)継続している。(景観③)
- 地域に根付いた特産品の開発で地域活性化への寄与が大きい。(地域特産物⑥)
- コロナ禍の中にあっても独自の工夫をして交流活動を継続している。(人の交流⑤)

5. 審査方法

- 審査基準における3つの要素と6つの審査項目が優秀賞・奨励賞と同じであることから、特別賞についてもこれらの賞と一体的に審査する必要があるため、ブロック審査委員会に現地調査及び書面審査を依頼します。
- ブロック審査委員会の審査から選考・決定に至る流れは以下のとおりです。

